



海外引越に関する確認書及び委任状

1. 私は、米国ヤマト運輸より日本での「輸入禁止品物」及び「輸入規制品物」について説明を受けました。
(詳細は次頁を参照ください。)
私の荷物には、輸入禁止品目が混入していないこと、また輸入規制品物については混入していない、もしくは適切な処理ないしは数量の範囲内であることを確認いたします。
2. 私は、通関業者ヤマトロジスティクス株式会社を以って代理人と定め、輸入通関手続きに関する一切の権限を委任いたします。
3. 私は、米国ヤマト運輸より「別送品申告手続き」の説明を受けました。
もし、私が別送品申告を怠った場合は、荷物に掛かる税金及びその他諸費用の支払いをいたします。
4. 私は、御社に依頼をしました私の荷物が、万が一破損もしくは紛失した場合、パッキングリスト上に記載されている保険申告価格内での保険求償に同意いたします。また、以下の内容については保険求償の対象にならないことに同意いたします。
 - ・コンピュータなどの精密機械において外装異常が認められない場合の損害
 - ・楽器類の音質・音色の変化、弦のゆるみおよび自然に起こる音律不調による損害
 - ・気象条件または温度の変化によって生じた滅失または損害
 - ・原子力・放射能汚染危険により生じた損害
 - ・お引き受けできない品物に対する損害

《お引き受けできない品物の一例》

 - ・貨紙幣類、貴金属、小切手・手形等の有価証券、トラベラーズチェックその他これに類するもの
 - ・1点または1組が30万円を超える毛皮、宝飾品、彫刻・骨董品等の芸術作品その他これに類するもの
 - ・生動物、植物、種子
 - ・資格免状、ライセンス等価格の客観的な算定が難しく、代替品の入手が不可能なもの

日付： 年 月 日

氏名：

署名：

輸入が禁止されている品物

1. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤及びあへん吸煙具。
2. けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及びけん銃部品。
3. 爆発物、火薬類、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質（化学兵器に転用可能な物質）。
4. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一種病原体及び二種病原体（生物テロに使用される恐れのある病原体）。
5. 貨幣、紙幣、若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード（偽造クレジットカード、キャッシュカード、原料となるカードも含む）。
6. 関税法 69 条の 11（ポルノ、児童ポルノ、わいせつ物、違法コピーや海賊版等）に抵触するビデオテープ、DVD、CD-ROM、書籍、図画、彫刻物、またはこれに順ずる物品。
7. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、又は育成権を侵害する物品。
8. 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を組成する物品（広く知られた正当な商品と混同させるもの、形態模倣品、匿名表示冒用品）。
9. 家畜伝染病等の法律および植物防疫法で定める特定の動物および動物を原料とする製品ならびに植物およびその包装物など。

輸入が規制されている品物

1. ワシントン条約（絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）に基づき動植物の多くのものが輸出入の規制の対象となっており、条約で定めた機関の発行する書類等（種類により異なり、輸出許可書、経済産業省の発行した輸入承認証など）が無いと輸入できません。生きている動植物だけでなく、毛皮・ハンドバッグ・漢方薬などの加工品・製品についても規制の対象となります。
2. 植物（果物・切花・ドライフラワー・野菜・米など）、動物（生肉、乾燥肉、ハム、ソーセージなど）は通関前に検疫所で検疫手続きが必要となります。
3. 猟銃、空気銃、刀剣（刃渡 15 cm以上）などについては、公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続きができなければ、輸入できません。
4. 医薬品、化粧品などについては輸入者個人が使用するものでも、輸入数量の制限があります。
（重要な健康被害の起こる恐れのあるものは、輸入が制限されています。）

医薬品・医薬部外品・・・2ヶ月分以内（要指示薬は1ヶ月）

外用薬（要指示薬除く）、化粧品（石鹸含む）・・・24個以内

家庭用医療用具・・・1セット

Yamato Transport U.S.A., Inc.



YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.